

紀伊半島ツキノワグマ山中目撃情報調査検討業務 仕様書

1 業務の目的

紀伊半島のツキノワグマは、環境省レッドリストに「絶滅の恐れのある地域個体群」と掲載され平成6年11月から狩猟が禁止されるなど保護の対象である。

しかし、近年、紀伊半島ツキノワグマ地域個体群を共有する三重県、奈良県、和歌山県（以下「3県」という。）において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と一部で重複し、摩擦が生じており、特に、令和6年においては多くの目撃情報が報告されたことから、人身被害を未然防止する危機管理のあり方の検討が必要となっており、紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会（以下「協議会」という。）を設置し、保護管理方針の検討を行うこととしている。

こうしたなか、ツキノワグマの保護・管理の基準となる生息数の把握のため、山中における紀伊半島ツキノワグマの目撃情報の実態の調査手法について検討し、危機管理のあり方の検討に資する。

2 対象地域

三重県、奈良県、和歌山県

3 業務委託の期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の内容

（1）業務目的

ツキノワグマの保護管理の基準となる生息数の推定に活用するため、山中におけるツキノワグマの目撃情報を効率的に収集する方法や調査対象等について検討することを目的とする。

（2）業務概要

（1）を達成するため、下記について検討する。

1) 調査対象者

業務により日常的に山中に入り出している等、紀伊半島の山中においてツキノワグマを目撃する可能性の高い業種等を想定して調査対象者を選定し、対象地域毎にまとめるこ

と。

（例）林業事業体の従業者、森林組合、猟友会会員 他

2) 調査数

対象地域の山中におけるツキノワグマの目撃情報を網羅するに十分たる調査数について想定すること。

（参考）令和6年度調査時点での想定調査数

奈良県（28事業所×10名、個人40名 合計320名）

三重県（7事業所×10名、個人10名 合計80名）

和歌山県（14事業所×10名、個人20名 合計160名）

3県合計 560名（49事業所×10名 個人70名）

3) 調査方法

紀伊半島ツキノワグマ地域個体群の生息数を推計するための基礎情報として山中目撃数を扱うことを念頭に、調査対象者の持つ目撃情報を効率的に回収及び解析する方法について検討する。その際、調査協力が原則として無償となることに留意し、調査対象者の過大な負担となる手法の採用は慎むこと。

また、検討した調査方法を実施した場合に必要となる経費（人件費、印刷費、郵送費等）について算出すること。

4) 調査時期

調査時期は4月～10月を想定する。

5 報告書等作成

（1）検討結果報告書及び調査方法概要

内 容：検討した調査方法について取りまとめ、検討結果報告書及びその内容の概要版を作成すること。

提出様式：・紙面に印刷した報告書 1部

・電子データを収録したDVD-ROM 1部

なお、電子データは本文データ（PDF形式及びWord形式）、本文中のグラフや図面の加工可能なデータ（Excel、シェーブファイル等）、その他協議会事務局が求める資料を納品すること。

提出期限：令和8年3月27日（金）

6 その他

- （1）本業務の成果にかかる一切の権利は協議会に帰属するものとし、協議会の許可無く他者に公開してはならない。
- （2）受託者は、受託業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。
- （3）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、速やかに協議会と協議し、その指示に従うものとする。
- （4）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令等の手続を予め行い、許可等を得ておくものとする。
- （5）受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- （6）本業務の遂行にあたり、受託者は原則として本業務に必要な調査用機材等について受託者の負担において準備しなければならない。
- （7）本業務の遂行にあたり、受託者は第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、負担費用を負うものとする。